

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和4年7月14日(木) 午後2時00分～午後4時00分

2. 場 所 市川市役所第一庁舎6階 理事者控室

3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	大野 京子	委 員	川村 延彦
委 員	芝田 弘一	委 員	中田 和典
委 員	小林 俊之	委 員	塩田 喜美子
委 員	島田 峰子	委 員	戸村 節子
委 員	知久 有美	委 員	藤森 秀幸

4. 欠席委員

委 員	遠藤 友規	委 員	後藤 晃司
委 員	村松 祐		

5. 事務局

植草	総務部長	福田	総務部次長
吉成	職員課長	星野	職員課主任
小林	職員課主任		

6. 提出資料

資料18 類似団体、近隣市及び中核市の特別職報酬等の状況

資料19 令和3年人事院勧告 給与勧告の骨子
公務員の給与改定に関する取扱いについて

資料20 令和3年人事院勧告への対応について

7. 会議概要

田口会長

それでは、ただ今より、第4回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされておりますので、出席者の確認をいたします。

本日は、遠藤委員、後藤委員、村松委員より欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、委員定数15人の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

田口会長

次に 会議公開等についてです。

本日の議題につきましては、後ほど事務局から説明がございますが、個人情報に該当するような資料や説明はないということを、事前に事務局より聞いておりますので、非公開とする事項はございません。

この場合、原則として会議は公開することとなっております。

したがって、本日の会議は公開としたいと思いますが、賛成の方は、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

田口会長

ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開といたします。

なお、傍聴については、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避ける観点から、現在、市川市では、傍聴を中止しておりますので、本日の傍聴者はおりません。

田口会長

会議次第の『2 議事』に入る前に、すでにご承知の委員もいらっしゃると思いますが、本審議会の調査審議の対象である市長の給料と退職手当について、減額等をする条例が制定されました。

この条例の内容につきましては、市議会への提案前に、副会長とともに事務局から説明を受けたところですが、委員の皆様にもご案内すべきと考えますので、事務局に説明を求めます。

事務局

(参考資料により説明)

田口会長

我々の審議会としては、各特別職の職責に応じた給料等について建議をするものです。市長の給料の減額は、あくまでも政治的な判断によるもの個別的なものなので、我々の審議への影響はないと判断しております。今回はこのことをみなさまと共有したいと考え、説明をしていただきました。

瀧上副会長

この審議会というのは、特別職の報酬について、公平な観点から審議をする機関です。特別職の方が自主的に実施する減額措置については、政治的な判断によるものであって、審議事項にかかわるものではない、というやりとりを事務局としておりますので、報告いたします。

A 委員

こういった事例は全国的にはあることなのでしょう。また、退職手当を受け取らないということで影響はないのでしょうか。

事務局

類似団体を対象に調査したところ、およそ11団体で給料の減額を行っておりました。また、退職手当を不支給とする影響については、個人的な影響となってしまいますので、この場での回答は申し上げられませんのでご了承ください。

A 委員

退職手当の不支給というのも、同じように他に事例があるということでしょうか。

事務局

類似団体でも、事例はございます。

田口会長

退職手当の不支給というのは、現任期についてということによろしいですか。

事務局

そのとおりでございます。

瀧上副会長

市長の給料の減額は他の特別職には影響はないということですが、減額された市長の給料と、副市長の給料が逆転することはないのでしょうか。

事務局

市長の減額後の給料は711,200円となり、副市長の給料が837,000円となっておりますので、副市長のほうが125,800円上回るという状況が生じます。

田口会長

年収としても当然上回るということによろしいですか。

事務局

そのとおりでございます。期末手当等を含めましても、副市長のほうが180,000円程度上回ります。

田口会長

ありがとうございます。

では次に、第3回会議において、「政務活動費の不用額」及び「東大阪市の答申内容」について資料請求がありました。今回、それらの資料を用意しましたので、事務局から報告をお願いします。

事務局

(資料14-9、17-2により説明)

A 委員

令和2年度の3月から10月まで0円支給だった理由を教えてください。また、政務活動費とはどういった使い方をされることが認められているものか説明があると、みなさんのイメージが明確になると思います。

事務局

政務活動費の特例条例制定の理由ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえたものであると聞いております。また、政務活動費の用途については、以前にお配りした資料14-5に主に書かれております。例えば、議会活動にかかる調査や、資料作成といったもののうち、調査研究活動として認められるもの。また、会派、議員としての活動と認められるものが主な用途となっております。具体的には市のホームページでも収支報告書が公開されています。

田口会長

資料14-5を参考にしてもらえればと思います。我々の審議の対象外ではありますが、総合的に判断するための資料として、皆様に見ていただいて、方向性を考えてもらえればと思っております。

続きまして、会議次第の『2 議事』に入ります。

始めに、議題の『(1) 令和4年類似団体、近隣市及び中核市の特別職報酬等の状況について』を議題といたします。事務局に資料の説明を求めます。

事務局

(資料18により説明)

瀧上副会長

平成19年から平成24年まで、市川市と類似団体の特別職の給料が下がっている要因はどういったことでしょうか。

事務局

一般職の職員について、給料月額を平均4.8%程引き下げる給与構造改革が国で行われました。それに伴い、平成19年度以後、地方についても同様に、一般職の職員の給料月額の引き下げが行われたという経緯がございます。それを踏まえ、特別職についても同様に引き下げがなされたと認識しております。

田口会長

ありがとうございます。資料39ページの教育長について、他の特別職と異なる動きをしていますので、説明をお願いします。

事務局

教育委員会制度改革により、教育長の身分が一般職から特別職にかわりました。また、職責についても、教育委員会事務局の代表者から、教育委員会そのものの代表者へと位置づけがかわりましたので、その職責に応じた額として見直しが図られてきたという経緯がございます。

田口会長

ありがとうございます。こちらは以前の審議内容ということで、ご存じの委員もいるかと思いますが、新しい委員の方は初めてなので説明をお願いしました。それでは、これで、『(1) 令和4年類似団体、近隣市及び中核市の特別職報酬等の状況について』を終了します。

次に、議題の『(2) 市川市一般職の職員の給与改定について』に移ります。事務局に資料の説明を求めます。

事務局

(資料19-1、19-2、20により説明)

田口会長

ありがとうございます。我々の審議の対象は特別職についてですが、一般職との整合性を踏まえて審議できるよう説明をしてもらいました。

B委員

再任用職員とはどういう意味でしょうか。

事務局

再任用職員とは、一度退職した職員を、再度任用するという趣旨で、基本的には60歳以上の職員のことです。

瀧上副会長

一般職と特別職の本給は、そもそも性格が違います。一般職は、生計費がベースになっています。特別職とは、その職務の特殊性に応じて定められるもので、生計費とは性格が異なります。したがって、一般職の人事院勧告に連動するものではありません。しかし、国家公務員の特別職の給与改定、各地方公共団体の特別職の給与改定の経緯、各地方公共団体の一般職の給与改定の取り扱いその他の地方公共団体との均衡を考慮して、特別職の報酬について考えるよう通達がでております。生計費ではないと言いながら、一般職員の給与改定も考慮のひとつとするようにも言われております。

したがって、この審議会でも、一般職が変動しているから特別職も変動するものではなく、特別職の特殊性等を考慮して報酬の水準が妥当かどうか、審議をしていくという理解でおります。

その前提にたって、平成19年から累積的に一般職ほどの程度給与が変動しているのか。また市川市の特別職は、一般職の累積的にみてどの水準にいるのか、参考までに教えてください。

事務局

市川市特別職の報酬については、教育長を除き、平成19年4月から改定がありません。これに対し、一般職の給料月額の変動率は、累積で△1.31%となっております。一般職については、平成19年当時から、現在に至るまで下がってきております。

田口会長

それでは、これで『(2) 市川市一般職の職員の給与改定について』を終了します。事務局から提供された資料説明は、以上となります。

これまで4回の会議を通して、様々な角度から特別職報酬等を審議するために必要となる資料を確認してまいりましたが、次回会議では12月の建議に向けた議論を本格的に進めることとなります。

そこで、本日この場でお一人ずつ、特別職報酬等に対するご認識をお伺いできればと思います。

もちろん、現段階において、特別職報酬等を「改定すべき」か、それとも「現状維持」とすべきかなどのご意見は、整理されていないと思いますので、率直なご感想をお聞かせください。

C 委員

類似団体や近隣市との比較について、市川市の特別職の給与は決して高くないということは把握していますので、わからないことはたくさんありますが、給料に関しては現状維持で支障ないと考えています。

D 委員

先ほどの説明で、国が一般職の期末手当を0.15月分引き下げることについては、市川市は引き下げないということによろしいでしょうか。

事務局

国の引き下げの動きに対して、市川市は引き下げを行いません。

D 委員

一般職のことは関係ないとしても、一般職の給与の引き下げを行わないということなので、特別職も現状維持でよいと思います。

E 委員

まず質問ですが、市川市の一般職ということばの定義のなかに、パートやバイトなど時間給で働いているかたは含まれるのでしょうか。

事務局

市川市の一般職のなかに、一般的にはパートやバイトと呼ばれる、会計年度任用職員がおります。それとは別に、我々のように常時勤務を要する常勤職員がおります。先ほど説明した給料の改定率は、常勤職員についての改定率となっております。しかしながら、会計年度任用職員の給与水準につきましては、常勤職員とおおむね連動するような制度設計となっておりますので、おおむね同一とお考えいただければと思います。

E 委員

ありがとうございます。特別職の報酬等は現状維持で問題ないと考えていましたが、市長の給料等の特例条例に関する資料で改めて金額をみると、これほど下がるのか、と気持ちが揺れています。今後どのような考えにするかは検討中です。

田口会長

ありがとうございます。この市長減額の参考資料はあくまでも特例ですので、あまり動揺されないようにお考えいただければと思います。

F 委員

資料から、近隣市の平均に比べると、市川市は若干高いかと思い、類似団体と比べると低いということがわかりましたので、現状維持で支障がないと思っております。

G 委員

資料を見る限り問題ないとは思いますが、これから先、人口減などで住民税などの税金が減収になった場合、特別職も一般職も、減額の基準はどのようになるのでしょうか。

また、市長の仕事の内容について、他市市長と比べてどのようなことをしているのか、具体的なことがわからないと、金額的に妥当なのか把握ができないのが残念に思います。しかし、現状維持で問題ないかと思えます。

H 委員

本来報酬というのは、自分がした仕事に対する評価というかたちで考えられているかと思えます。G 委員がおっしゃったとおり、市長の仕事をどう評価するかということと、市民からの税金が原資であることが、報酬を決めるうえで難しいことだと思えます。この資料ですと、市長が何をしたかを評価するのではなく、大きな何かがない限り近隣市と同じ、という評価しかできないのでしっくりこないですが、現状維持とするしかないのではと思えます。

A 委員

他市の状況をみても、市川市の給料は妥当ではないかと思えます。国が今後、最低賃金を上げていこうとしていますし、税収が上がっている状況で、今後について当局でどう考えているかと思えながら聞いておりました。現状維持で良いと思えます。

I 委員

資料に基づき総合的に今まで判断してきたと思えます。条例で市長が自主的に下げたということも、判断材料のなかにいれないといけないかと思えます。今の段階では、上げる理由も下げる理由も見いだせないと思うので、現状維持で良いかと思えます。

J 委員

現状維持でやむを得ないと思えます。特別職についても平均的な金額であり、一般職についても人事院勧告に基づいて支給されているので、妥当であると思っております。ただ、A 委員がおっしゃったとおり、最低賃金を引き上げようとする動きがある中で、今後この特別職についても変動があるのかなと思っております。

B 委員

たくさんの資料を見て、市川市は妥当なところにいるのではないかと思えます。

質問ですが、資料 1 4 - 9 の表の中で、公明党以下交付対象会派名が合計 1 7 名、その下の交付対象議員名が 2 5 名となっていますが、この差の 8 名は交付対象会派にはいない無党派の議員という認識でよいのでしょうか。

事務局

政務活動費の支給方法についてですが、会派に対して支給する方法と、議員個人に対して支給する方法があり、議員が選択可能となっています。公明党以下の部分については、1 7 名が会派で受け取っております。また、交付対象議員 2 5 名については、個人

で政務活動費を受け取っております。

田口会長

ありがとうございました。みなさんの意見は、おおむね同じ方向性かというところ
です。また、皆様の机の上に「特別職の報酬等に関するご意見について」という資料が置
いてあるかと思えます。あらかじめ、委員の皆様のご意見を頂戴したいと考えておりま
すが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

田口会長

ありがとうございます。ここまでで、皆様おおむね同じ方向性だということの確認は
とれましたが、改めてご記入いただいた資料を、8月12日（金）までに、事務局にご
提出いただければと思います。

事務局

ご提出は FAX でも結構ですし、メールや郵送での提出でも結構でございます。

田口会長

今回このようなことは初めて行いますが、皆様の意見を伺えるかと思い、行うことと
いたしました。

瀧上副会長

市川市の特別職報酬等審議会は、毎年開催しているということですが、自治体によっ
てはその都度開催や、数年に一度の開催となっています。東大阪市もしばらく開催して
いなかったようです。それに比べると、市川市は、市民の代表が特別職の報酬の水準に
ついて吟味するという仕組みが、恒常的に機能しているということで、その結果が今日
の水準になっているのではないとか理解いたしました。

田口会長

報酬について審議できる場所はなかなかないと思っております。ですので、委員の皆
様には、そういったメンバーであるということをお自覚していただいて、意見をまとめて
いただければと思っております。

J 委員

審議会の話ではないかもしれませんが、期日前選挙の立ち合いの報酬です。期日前投
票期間については、市で判断できます。市川市でも14か所ほど期日前投票を行って
いますが、ある投票所では午前8時半から午後8時までの11時間半の勤務。また、別の

投票所では午前10時から午後6時までの8時間の勤務をしています。この報酬が同じです。選挙管理委員会にも問い合わせましたが、市川市の特別職の報酬等に関する条例で決まっており、時間単位ではなく、1勤務につきと決まっているため報酬は変わらないと聞きました。おかしいのではと思うのですが、そういった意見をこちらで申し上げてもよろしいのでしょうか。

田口会長

この場で議論する対象か対象ではないかという点、対象ではないです。

我々の位置づけは先に話した通りです。特別職報酬審議会での意見をまとめるために、参考としていろいろな話をしているということですので、審議の対象ではないです。

J委員

前にいただいた資料の中で、条例に特別職の給料並びに報酬について書いてあったので、この審議会でも検討してもらえるのかと思い意見を述べました。

田口会長

審議できず申し訳ありませんが、今のようにならぬご意見を出していただけるのは、審議会が盛り上がりよいかと思います。

C委員

以前にいただいた、資料15⑤の一般会計の歳出の表と、給与の一覧が出ている資料を見比べております。特別職と議員の給与を全て合わせると約5億円強になると思うのですが、この約5億円強は、資料15⑤の一般会計歳出の人員費の中に含まれているという理解でよいのでしょうか。

事務局

特別職の給与は、資料15⑤の一般会計の人員費の中に含まれております。

田口会長

他に質問ございますか。事務局から補足はございますか。

事務局

事務局から補足はございません。他に必要な資料がございましたら、改めてご要望いただければと存じます。

田口会長

ありがとうございます。以上をもちまして、第4回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

— 閉会 —

市川市特別職報酬等審議会 会長